

情報通信審議会 総会（第 55 回）議事録

1 日時 令和 7 年 12 月 11 日（木）16:00～16:25

2 場所 第 1 特別会議室（Web 会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

遠藤 信博（会長）、浅川 秀之、荒牧 知子、伊丹 誠、市毛 由美子、
井上 由里子、今井 朝子、内山 隆、江崎 浩、岡田 洋祐、
大柴 小枝子、加藤 寧、閑歳 孝子、木村 朝子、桑津 浩太郎、
甲田 恵子、國領 二郎、竹内 健蔵、丹 康雄、長谷山 美紀、
藤井 威生、増田 悦子、横田 純子（以上 23 名）

（2）総務省

竹村 晃一（総務審議官）、今川 拓郎（総務審議官）、
大村 真一（官房総括審議官）、藤田 清太郎（官房総括審議官）

（国際戦略局）

布施田 英生（国際戦略局長）

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、荒井 陽一（官房審議官）、
牛山 智弘（郵政行政部長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（電気通信事業部長）、
翁長 久（電波部長）、小川 裕之（電波政策課長）、
金子 裕介（電波政策課 企画官）、五十嵐 大和（移動通信課長）、
佐藤 輝彦（移動通信課 移動通信企画官）

（サイバーセキュリティ統括官）

三田 一博（サイバーセキュリティ統括官）

（3）事務局

中村 裕治（情報通信政策課長）

4 議 題

(1) 答申案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方法）について

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

(2) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

○遠藤会長 ただいまから情報通信審議会第55回の総会を開催させていただきます。

本日はウェブ会議とハイブリッド形式にて会議を開催しております。

現時点で委員30名中20名の方に御参加いただいております、定足数を満たしております。

会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申案件1件、報告案件1件でございます。

(1) 答申案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(価額競争の実施方法)について

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

○遠藤会長 初めに、答申案件、諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(価額競争の実施方法)につきまして、審議をさせていただきたいと存じます。

本件につきましては、情報通信技術分科会及び電波有効利用委員会におきまして、精力的に調査・審議をし、一部答申案をおまとめいただきました。

本日は、情報通信技術分科会、分科会長の高田委員が御欠席ということでございますので、分科会長代理の長谷山委員及び委員会事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○長谷山委員 分科会長代理の長谷山でございます。

資料55-1-2が答申案ではございますが、大部のため、資料55-1-1の概要資料に基づきまして、説明させていただきます。

本件は、本年2月に総務大臣より諮問を受けた諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」について、情報通信技術分科会及び電波有効利用委員会におきまして、調査・審議を重ねてきたものでござい

ます。

本年6月の電波有効利用委員会におきまして検討を開始いたしました。その後、同委員会を2回、委員会の下に設置した価額競争の実施方法に関する検討作業班を4回開催し、価額競争の方式、最低落札価額、保証金、参入促進措置等の価額競争の実施方法について議論を深めてまいりました。そして12月8日の第192回分科会におきまして、本日の答申案を議決したところでございます。

内容の詳細につきましては、事務局より説明いたします。よろしく申し上げます。

○佐藤移動通信企画官 長谷山先生、ありがとうございます。

今回の一部答申（案）の概要につきまして、資料55－1－1に基づき、御説明をさせていただきます。

まず、資料1ページ、検討の背景・経緯についてです。今年4月に電波法及び放送法の一部を改正する法律が成立、公布され、これにより、6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も高い価額を申し出た者を落札者として決定をする、いわゆる価額競争により選定する制度が導入されたところ です。

これを踏まえ、総務省において、今年5月から6月にかけて26GHz帯・40GHz帯における5Gの利用に関する調査を実施したところです。その結果、計9者から回答があり、26GHz帯について一定の利用意向が示されたところです。

これを踏まえ、まずは26GHz帯について価額競争により割り当てることを目指し、先ほど長谷山代理から御説明がありましてとおり、電波有効利用委員会の下に価額競争の実施方法に関する検討作業班を設置し、藤井委員に主任をお務めいただき、御議論をいただいたところです。

2ページ目、価額競争の実施方法に関する検討に当たっての基本的な考え方についてです。

まず、周波数割当ての諸条件についてです。先ほど御説明しました利用意向調査によって一定の利用意向が示された26GHz帯について、こちらは既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を今回の価額競争の対象とするということで、下のイメージ図を御覧いただければと思います。技術的な検討を行い、その結果、共用可能性を100MHz幅ごとに色分けをしています。そのうち共用可能性が高い帯域、3枠について、今回の価額競争の対象といたします。

また、利用意向調査の結果、全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開及び地域のエリアを選択的に整備という両方のニーズがあったということも踏まえ、全国を割当て区域とする枠、いわゆる全国枠と、地域を割当て区域とする枠、いわゆる地域枠、これらを1枠ずつ設けるということです。また、新規事業者・地域事業者の参入を促進する措置として、地域枠につきましては新規事業者・地域事業者の専用枠とするということです。

また、検討に当たっての基本的な考え方としまして、ここに主に2点示しております。まず、我が国で初めての価額競争であることも踏まえ、参加者にとってできるだけシンプルで分かりやすい方式とするということです。2点目に、周波数の適正な経済的価値が可能な限り反映されるような方式とする。これを念頭に置きつつ御議論をいただいたところです。

3ページ目、こちらが価額競争の方式、ルールについてお示ししたスライドになります。まず、価額競争の方式ですが、諸外国でも様々な方式でオークションが行われております。割り当てる枠の数や性質によってケース・バイ・ケースで適切な方式が選択されております。

今回の価額競争におきましては、先ほども御説明したとおり、全国枠を1枠、地域枠を1枠ということも踏まえ、同時時計オークションという方式を採用いたします。この方式の特徴は主に3点あります。1点目が、価額を段階的に引き上げながら入札を繰り返すことにより、複数回の競り上げを行っていくということです。2点目に、全国枠と地域枠を同時に競り上げていく、同時開始・同時終了。3点目に、競り人、今回でいうと総務省になりますが、競り人が提示する価額に対し、入札者が入札の有無を判断いただく時計方式。これを特徴とした方式を今回採用したいということです。具体的なイメージについては、この図を御参照いただければと思います。

また、その他のルールとしまして、1点目、活動ルールというものがあります。こちらは諸外国でも一般的に導入されているルールですが、例えば、入札をずっと様子見していて、後で入札をひっくり返すような、望ましくない入札行動がとられるリスクがあります。これに対応するために、最初から入札に積極的に参加するよう促すようなルールを課すことです。この活動ルールですが、入札をしないとどんどん入札する権利が失われていくというような仕組みになっており、具体的には入札ポイントというものを採用するということです。

次に、競り上げ幅です。こちらについては、諸外国の動向を踏まえながら、最低落札価額の20%以内の額を各ラウンドで同額ずつ引き上げるということです。

最後に、暫定落札の撤回です。26GHz帯の今回の価額競争につきましては、地域枠を設けるということで、事業者によっては隣接する複数の地域に応札するという可能性もあります。ただ結果として、隣接する区域で断片的な落札が生じるケースもあります。こうしたことも想定して、地域枠のみ暫定落札の撤回を認めることとしたいということです。ただし、撤回については制度の濫用というリスクもありますので、必要最小限の回数としたいと考えております。

4 ページ目、最低落札価額についてです。こちらは周波数の経済的価値を踏まえ、最低落札価額を設定するというものであり、現行の電波法におきましても特定基地局開設料の最低金額については諸外国のオークション結果を参照しながら算定を行っております。今回の最低落札価額につきましてもこれを基本とします。ただし、複数回の競り上げが行われる等の事情も勘案して、柔軟に設定してまいります。また地域枠については、全国枠の最低落札価額に、経済的規模や人口等の地域性を反映できる指標を乗じて算定することとします。

次に、保証金についてです。こちらについては、落札者の支払能力を確認する観点から、諸外国でも一般的に導入をされている制度です。今回の価額競争につきましても、この保証金という制度を導入するということであり、その金額については、最低落札価額の5%から10%程度とするということです。

最後に、新規事業者や地域事業者の参入促進措置ですが、こちらについては先ほども御説明したとおり、地域枠について、こうした事業者の専用枠とすることで新規事業者の参入を確実に確保してまいります。

5 ページ目、その他の事項としまして、まず競争阻害的な行動を抑止するための措置として、諸外国の動向や我が国のこれまでの割当ての事例等も踏まえ、次の3点を確保することとします。

順番を入れ替えますが、②の情報交換・取り決めの禁止です。こちらについては、いわゆる談合等を抑止するために、入札者間で価額競争に関する情報交換や取り決めを行ってはならないとするものです。

また、こうした談合を抑止する観点から、例えば資本関係にある複数の事業者が共同で入札するようなことは禁止をしていくということで、①の共同入札の禁止ということ

もここに記載をしております。

最後に、③の適正な情報開示について、例えば個別の入札者の特定につながる情報につきましては、談合が生じるリスクがあることから競り上げが終了するまで非開示とする一方で、各ラウンドにおける入札の数等の情報につきましては、適正な価額形成に資する面もあることから、各ラウンドの終了後に参加者に対して開示を行うということです。

最後に参加者及び落札者が満たすべき条件ということです。こちらについては、現行の特定基地局の開設指針における絶対審査基準を基本としつつも、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、無線設備の安全・信頼性、サイバーセキュリティ対策その他の必要最小限の事項を設定していきたいということです。また、無線局の開設の期限につきましては、我が国における26GHz帯の割当ては今回が初めてということもありますので、認定日から一定程度の期間を設けるとということです。最後に、全国枠については、周波数の死蔵を防止するという観点から、全国各地域の整備を促進するための一定の条件を設定していきたいということです。

その後の予定ですが、答申をいただきましたら、総務省において速やかに価額競争実施指針の策定を行い、実際の価額競争に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○遠藤会長　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、皆様から活発な御意見、御質問等をいただければと思います。いかがでございましょうか。

○内山委員　基本的な趣旨、オークションを実施するという趣旨に関して、全く反対はないですが、ちょっと思想的なところの確認をさせてください。通しで「価額競争」というワードで表現されています。私は経済屋なので、普通のpriceの「価格」のでもよいと思うのですが、これはあえてお使いになっていると理解はします。

その趣旨といいますか思想を問うという意味において、もしこのファイルで使われている「価額競争」を英語に落とすとするとどういう言葉に落とされますかというのが1点目です。やはり通常のpriceと違う、この「価額」を使うということの、どう言うべきか分からないですけど、あえてこのワードを使っているその意義みたいなことを教えていただければと思います。

○遠藤会長　ありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官　この「価額競争」を使っている趣旨ですが、こちらについては、法律を策定する過程において、入札又は競りの方法により落札者を決定していくというものですので、これを前提に、「価額競争」という言葉を用いているということです。英語に直すといわゆるconditional auctionということになりますが、こちらを正確に日本語で表現すると、この「価額競争」のほうが適切であるということで、法案の作成段階でこの用語を用いることになったと承知をしております。

○遠藤会長　ありがとうございました。

○内山委員　一応そういう趣旨だということは承ります。ただオークションをやる以上、本当にこの「価額」でいいのかなというところは、通常のターミノロジー（述語）として、少し疑問は残るところはございます。

○遠藤会長　ありがとうございました。

他にご質問はございませんようですので、それでは、この辺りで審議を終了させていただきたいと存じます。

定足数も満たしてございますので、本件につきましては、資料55-1-3のとおり答申することとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議ある場合はチャット機能でお申出をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでございましょう。

（異議の申出なし）

○遠藤会長　特に御異議のチャットが提示されておきませんので、本件をもって答申することとさせていただきますと存じます。

それでは、本日の答申につきまして、私からも少しコメントを述べさせていただきますと存じます。

高田分科会長それから長谷山分科会長代理をはじめ委員、専門委員の皆様におかれましては大変精力的に御検討をいただき、感謝を申し上げたいと存じます。ありがとうございます。

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」一部答申につきましては、価額競争の方式、それから最低落札価額の算出方法、そして保証金の額の設定方法、さらには新規事業者や新規事業者の参入促進措置などの検討事項について、専門的な見地から具体的にかつ集中的な検討を行って、価額競争の実施方法に関する基本的な考え方をお示しいただきました。

総務省において、本答申で示した基本的な考え方を踏まえまして、価額競争の実施方法についてさらに詳細な検討が進み、電波のさらなる有効利用につながる価額競争を実施いただくことを期待しております。

私からは以上でございます。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省より御発言をいただけるということでございます。本日、国会対応により、大臣等政務の御出席が困難であるため、代わっての御挨拶となると伺っております。

よろしく願いを申し上げます。

○藤田総括審議官　　日頃より情報通信行政に格段の御理解を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま一部答申いただきました「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち価額競争の実施方法につきましては、本審議会に設置された作業班において、周波数の最大限の有効利用が図られるよう、諸外国の動向等も踏まえつつ御検討いただきました。

今後、総務省において実施します周波数の割当てに関する価額競争は、我が国で初めての取組となります。総務省としましては、本日いただいた一部答申に基づきまして、価額競争の円滑かつ適切な実施に向けて着実に準備を進め、ミリ波等の高い周波数帯について、創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が促進されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、引き続き情報通信行政への一層の御指導と御協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

（２）報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○遠藤会長　　それでは続きまして、報告案件に移りたいと存じます。

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思います。

○中村情報通信政策課長　それでは、情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、資料55－2に基づきまして御説明をさせていただきます。

本件でございますが、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項に基づきまして、前回開催されました第54回総会以降の情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について御報告申し上げるものでございます。

まず、情報通信技術分科会でございますが、10月、11月、12月と3回会合を開催いたしまして、9件の答申をいただいたところでございます。

また、部会について、情報通信政策部会は開催の実績が特にございません。電気通信事業政策部会につきましては、10月と11月に計3回会合を開催いたしまして、1件の答申をいただいたところでございます。郵政政策部会につきましては、開催の実績はございません。

簡単でございますが、事務局から以上でございます。

○遠藤会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問がございましたらお受けしたいと思います。チャット機能等でお申し込みいただければと存じます。お願いいたします。

(異議の申出なし)

○遠藤会長　御質問、御意見等ございませんようですので、以上で本日の議題を終了させていただきます。

委員の皆様、何かございますか。

事務局から何かございますか。

閉　　会

○遠藤会長　それでは、本日の会議を終了させていただきます。

次回の日程につきましては、別途、調整をさせていただきたいと存じます。その後、事務局からまた御連絡を申し上げたいと思います。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。